

議案第148号

訴えの提起について

次のとおり、損害賠償請求事件に関して附帯控訴を提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 附帯控訴の相手方

(住所略)

(氏名略。以下「甲」という。)

2 事 件 名

損害賠償請求控訴事件

3 事件の概要

甲は、令和5年8月28日、市の管理する道路区域内の樹木の枝が落下し、運転中の車両が損傷したと主張して、国家賠償法第2条第1項に基づき、所沢市に対し、損害賠償金1,938,770円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めて、東京地方裁判所に訴えを提起した（第1審、東京地方裁判所令和7年（ワ）第121号損害賠償請求（交通）事件）。

令和7年10月23日、東京地方裁判所は、当該請求の一部を認容し、939,407円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じる旨の判決を言い渡したが、第1審原告である甲は、これを不服とし、同年11月7日に控訴を提起した。

これを受け、上記控訴に附帯して、次のとおり控訴を提起するものである。

4 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中、所沢市敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消部分に係る甲の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1審、第2審ともに甲の負担とする。

5 事件に関する取扱い

- (1) 必要があるときは、適当と認める条件で甲と和解する。
- (2) 第2審判決について不服があるときは、上訴する。

令和7年12月16日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊